

香取市地域公共交通協議会 (第24回協議会資料)

目 次

議事1	香取市地域公共交通協議会規約の改正について	……………2
------------	-----------------------	--------

議題1 香取市地域公共交通協議会規約の改正について

香取市地域公共交通協議会規約について、役職等の変更・追加、会長及び副会長の規定についての修正を行うことについて、下記のとおり協議する。

●香取市地域公共交通協議会規約別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 参与専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	株式会社千葉交タクシー 専務取締役
	千葉交通株式会社 専務取締役
	関鉄観光バス株式会社 代表取締役
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
市長が必要と認める者	福田線バス路線をまもる会 会長
	香取市高齢者クラブ連合会 会長
副市長	香取市副市長
総務企画部 部長	総務企画部 部長
関係職員	
香取市	総務企画部 部長
	生活経済部 部長
	福祉健康部 部長
	建設水道部 部長
	教育部 部長
	小見川支所 支所長
	山田支所 支所長
栗源支所 支所長	

←追加

●香取市地域公共交通協議会規約第5条

改正前

(会長及び副会長)

第5条 会長は香取市副市長、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

改正後

(会長及び副会長)

第5条 会長は香取市副市長とし、香取市副市長が欠けた場合においては、会長は総務企画部長の職にある者とする。副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。